

群馬県適正化通信 No.194(令和7年2月号)

分割休息時における確実な点呼の実施について（再徹底のお願い）

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）には、従前から特例として“分割休息”が定められておりますが、令和6年4月からは一部内容が改正され、「勤務終了後、継続9時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、要件を満たすものに限り当分の間、一定期間（1ヶ月程度を限度とする。）の全勤務回数の2分の1を限度に分割して与えることができる。」と明記されています。（下図「Point！」または適正化通信No. 174-1（令和5年2月号）参照）

実際の運行では、運行や作業状況、荷待ち時間等から当初の計画どおりに運行ができなかったり、あるいは業務の都合上、業務終了後、始業から24時間以内に継続9時間（宿泊を伴う長距離貨物運送の場合は継続8時間）以上の休息期間を与えることが難しい場合もあります。そのような運行時には、管理者からの事前指示を行うことで分割休息の取得が可能になり、運転者が仕事から完全に自由になることができる時間が、始業から24時間以内での取得が前提条件のもと、1回あたり3時間以上かつ合計10時間以上を取得することができれば休息期間として認められます。また、休息期間を3分割してあたえることもできますが、こちらも始業から24時間以内での取得を前提として、1回あたり3時間以上かつ合計12時間以上取得することと休息期間は3分割する日が連続しないように努めなければならないことを十分留意しなければなりません。



- 分割休息は休息期間が1回あたり3時間以上
- 2分割の場合は休息期間が合計10時間以上、3分割の場合は休息期間が合計12時間以上
- 3分割となる日が連続することは避け、分割休息の日は1か月の2分の1を限度

【 分割休息取得時における点呼の必要性 】

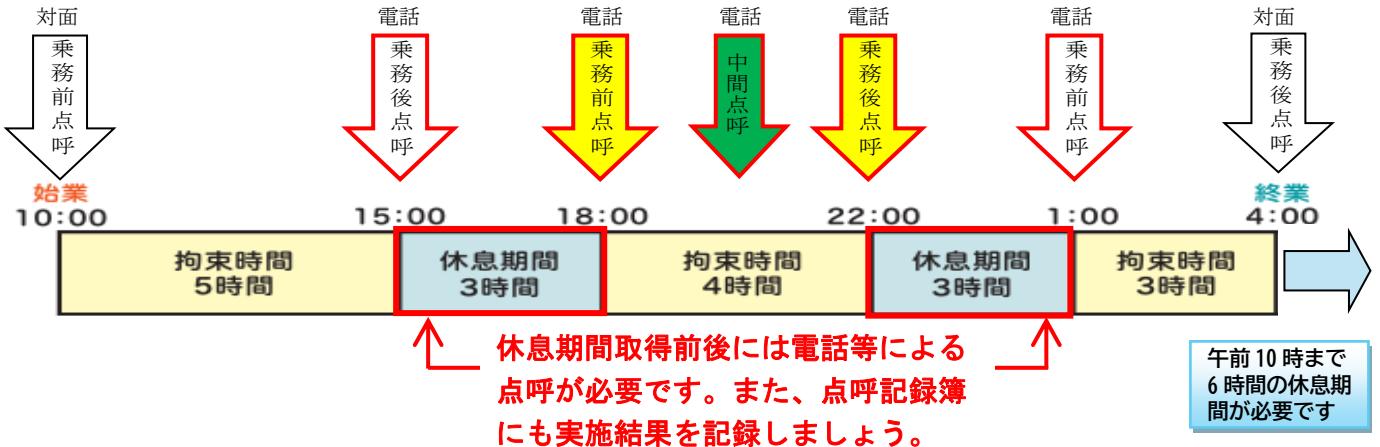
労働基準監督署等による説明会などを参考として、分割休息を取り入れた運行をしている事例が多く見受けられるようになりましたが、改善基準告示と輸送安全規則等が別物であるという認識が不足していることにより、分割休息取得時における、乗務前点呼・乗務後点呼及び乗務途中の点呼（中間点呼）を実施しないまま分割休息を活用している事業者が大変多く見受けられます。

運行途中で休息を取得する場合には、車庫出発時の乗務開始及び車庫帰着時の乗務終了時の対面点呼だけでなく、各休息期間前後に電話等による点呼の実施が必要となります。巡回指導時において点呼記録簿を確認すると、分割休息前後の点呼を実施していない事業所が多く見受けられます。休息期間の前後には必ず点呼が必要であることを再認識していただき、確実な点呼の実施と記録保存をお願いいたします。

« 裏面参考 »

不明な点や質問事項は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関
電話 027-212-8821



登録番号	乗務前点呼							乗務途中点呼							乗務後点呼								
	点呼日時	点呼方法	疾病不足等の状況	アルコール検知器の使用有無	日 常 点 檢	指 示 事 項	そ の 他 必 要 事 項	執 行 者 名	点呼日時	点呼方法	疾 病 不 足 等 の 状 況	アルコール検知器の使用有無	酒気帯びの有無	指 示 事 項	そ の 他 必 要 事 項	執 行 者 名	点呼日時	点呼方法	アルコール検知器の使用有無	酒気帯びの有無	自 動 車 、 道 路 及 び 運 行 の 状 況	交 替 運 転 者 に 対 す る 通 告	そ の 他 必 要 事 項
No.1009	2月3日 10:00	対面	○	有 無	○	連続運転注意	自転車注意	群馬花子									2月3日 15:00	電話	有 無	特になし	なし	十分な休息取得	群馬花子
赤城太郎																							
No.1234	2月3日 18:00	電話	○	有 無	○	スピード超過注意	歩行者注意	群馬花子	2月3日 19:20	電話	○	有 無	車間距離の十分な確保	早めのライト点灯	適正太郎	2月3日 22:00	電話	有 無	東名工事渋滞	なし	十分な休息取得	適正太郎	
赤城太郎																							
No.1234	2月4日 1:00	電話	○	有 無	○	連続運転注意	高齢者注意	適正太郎									2月4日 4:00	対面	有 無	県道交通規制	なし	なし	適正太郎
赤城太郎																							

【 分割休息取得時における運行指示書の必要性 】

乗務前、乗務後どちらも対面で点呼が実施できない運行には、中間点呼の実施と合わせて「運行指示書」の作成が必要になります。運行指示書は、「中間点呼を伴う運行に対して作成・傾向・保存が必要」と定められています。(※対面点呼を実施しなければならない状況下におけるものを除く。)

2泊3日以上の運行や前記【上図】のような分割休息を伴う場合(運行日数に係わらず、出先で休息を2回以上取得する場合)には、中間点呼が必要となるため、運行管理者が「運行指示書」を作成し、運転者に適切な指示を行うとともに、「運行指示書(正)」を携行させなければなりません。

また、当初は1泊2日の運行計画だった運行が、長時間の荷待ちや行き先等の変更等により、急遽、運行途中で休息(分割休息含む。)を取得する運行に変更となる場合があります。その際にも、乗務前、乗務後どちらの点呼も電話その他の方法で行わなければならないため、運行管理者は「運行指示書」を作成するとともに、運転者に電話その他の方法で適切な指示を与える必要があります。また、運転者は指示内容を乗務等の記録(運転日報等)に記載しなければなりませんので、併せて留意が必要です。

また、運行指示書は、運行終了後に運転者が携行していたものと、事業所で保存していたものをセットにして1年間の保存が必要です。決して捨てたりせず、確実に保存するようお願いいたします。